

徳島県告示第百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月二十七日から同年七月二十七日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
	愛媛県松山市宮西二丁目一番一号		山口 普

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ市場店

所在地 阿波市市場町香美字秋葉本八二 一ほか

3 変更事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

七七台

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

五三台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

一台

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

五四台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

- (四) 変更前
  - (1) 位置 縦覧に供する添付書類に示すとおり
  - (2) 面積 三九九・八平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
変更前
  - (1) 位置 縦覧に供する添付書類に示すとおり
  - (2) 容量 三二・七八立方メートル
- (五) 変更後
  - (1) 位置 縦覧に供する添付書類に示すとおり
  - (2) 容量 三六・七五立方メートル
- (五) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前
  - 午前九時から午後十二時まで
- (五) 変更後
  - 午前零時から午後十二時まで
- (六) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前
  - 午前八時四十分から翌日の午前零時二十分まで
- (六) 変更後
  - 午前零時から午後十二時まで
- (七) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
変更前
  - (1) 出入口の数 五箇所
  - (2) 位置 縦覧に供する添付書類に示すとおり
- (七) 変更後
  - (1) 出入口の数 三箇所
  - (2) 位置 縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(八) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前六時から午後十時まで

変更後 荷さばき施設一 午前五時から午後十時まで

荷さばき施設二 午後十時から翌日の午前五時まで

4 変更年月日

令和八年十一月六日

二 届出年月日

令和八年三月五日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和八年三月二十七日から同年七月二十七日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。